

阿蘇草原再生協議会が有する GIS データ等に関する利用規約

第 1 章 総則

(本利用規約の目的)

第 1 条 阿蘇草原再生協議会（以下、「協議会」という。）は、プラットフォーム主体として、阿蘇草原再生に関する関係機関・団体・研究者等が保有する GIS データ等を収集、一元的に管理している。

本利用規約は、阿蘇草原に関する科学的知見の解明等を目的として、協議会が収集・管理するデータの利用を推進するため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 本利用規約では、以下のとおり各用語の定義を定める。

用語	定義
本プラットフォーム	協議会がデータ提供者からデータを収集・管理して、各データ利用者へ公開する取組の総称。
データ提供者	協議会にデータを提供した者。
データ利用者	協議会からデータを取得して利用する者。
提供データ	各データ提供者が、本利用規約に基づき、協議会に対して提供したデータ。
公開データ	提供データのうち、本利用規約に沿って協議会がデータ利用者へ公開したデータ。
派生データ	公開データに対し、データ利用者が技術的に復元困難な加工等を施したデータ（公開データと同一性が認められないもの）。
加工等	改変、追加、削除、組み合わせ、分析、編集及び統合等。
GIS データ等取扱リスト	公開データ毎に、第 7 条第 1 項に規定する認められる利用範囲を明らかにしたリスト。

(知的財産権)

第 3 条 提供データ又は公開データに関する知的財産権は、協議会又はデータ利用者に譲渡又は移転せず、それぞれのデータ提供者に帰属する。

2 データ利用者は、利用にあたって、データ提供者の知的財産権を侵害しないようにしなければならない。

3 ただし、データ利用者が、公開データを基に作成した派生データの知的財産権は、当該データ利用者に帰属する。

(免責事項)

第 4 条 公開データを利用した結果については、データ利用者の判断と責任に委ねられており、協議会及び各データ提供者は一切関与しない。事由の如何を問わず、公開データの利用に関して、データ提供者、協議会、又は第三者に生じた損害については、データ利用者がその全ての責任を負うものとする。

(利用規約の変更)

第 5 条 本利用規約は、協議会の幹事会での合意を得て変更することができる。なお、本利用規

約の変更により、データ提供者に著しく不利益が生じる可能性がある場合、データ提供者と協議する。

第2章 協議会—データ利用者間の取り決め

(データ利用の申請方法)

第6条 データ利用者は、以下に定めるいずれかの方法で、協議会からデータを取得することができる。

- (1) 本利用規約を十分に理解し同意の上で、協議会事務局に対して申請書(様式1)を提出し、協議会事務局からデータの提供を受けること
 - (2) 本利用規約を十分に理解し同意の上で、協議会が指定するウェブサイトから該当データをダウンロードすること
- 2 データ提供者によって別途申請方法等が指定されているデータについては、前項の規定によらず、データ提供者の指定に従うこと。
- 3 申請書に記載された内容は必要に応じて、当該データ提供者に開示することがある。

(データ利用者の義務等)

第7条 データ利用者は、公開データ毎に認められる利用範囲内でデータを利用しなければならない。公開データ毎に認められる利用範囲は、以下の項目に基づき GIS データ等取扱リストに規定するとおりである。

- (1) 認められる利用目的(教育的利用、研究利用、商業利用等)
 - (2) 認められる利用形態(印刷、配布、加工等)
 - (3) 成果物送付義務の有無
 - (4) 出典の記載方法
 - (5) データ利用の申請方法
 - (6) その他必要事項
- 2 データ利用者は、公開データを利用する際は公開データ毎に GIS データ等取扱リストに規定されている方法で出典を明記しなければならない。
- 3 データ利用者は、公開データに関して、以下に該当する利用を行ってはならない。
- (1) データ利用者の権利又は義務等を主張する資料として使用すること
 - (2) 公開データをそのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)し、第三者に頒布、譲渡又は営利目的で販売等すること
 - (3) 法令等に違反する目的・手段・方法で公開データを利用すること
 - (4) 他人の権利を侵害する目的・手段・方法で公開データを利用すること
 - (5) 公序良俗に反するような利用をすること
- 4 データ利用者は、公開データを第三者に漏洩しないよう責任をもって管理する。漏洩又はそのおそれが生じた場合、直ちに協議会に対し、その旨を通知しなければならない。
- 5 データ提供者がデータ利用に関する規定を別途定めている場合は、その規定を遵守しなければならない。
- 6 公開データは、位置、範囲、形状及び属性情報について現況との正確性を保証するものではないため、データ利用者は、公開データの作成日又は内容等を十分確認のうえ利用すること。

(利用規約に違反した場合の対応)

第8条 協議会は、データ利用者が本利用規約、GIS データ等取扱リスト又は法令等に違反して公開データを利用している又はそのおそれがあると認めるときは、データ利用者に対して、以下の措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) データ利用者が有する公開データ、派生データ又はそれらを活用した成果物等を修正・削除すること
- (2) データ利用者が公開データ、派生データ又はそれらを活用した成果物等を第三者に提供、公開又は漏洩した場合には、提供、公開又は漏洩させた範囲において、第三者に対して修正・削除を要請すること
- (3) その他、本利用規約、GIS データ等取扱リスト又は法令等の遵守のため必要と認められる対策を講じること

2 データ利用者は、協議会より前項に規定する指示を受けた場合には、当該指示に従わなければならない。

第3章 協議会—データ提供者間の取り決め

(データ提供依頼)

第9条 協議会は、データを保有する個人・団体に対し、データ提供を依頼することができる。また、データ提供希望も受け付ける。ただし、以下の項目を全て満たしているデータを対象とする。

- (1) 阿蘇の草原再生に有益なデータであること
- (2) 協議会の活動に賛成の意があること
- (3) 適法かつ正当な権限をもって取得され、改ざんされていないこと
- (4) 法令に違反する内容を含まないこと
- (5) 公序良俗に反しないこと

2 依頼を受けた個人・団体は協議会へのデータ提供を許諾するとき、当該データに関して第7条第1項に規定する利用範囲を定めた上でデータの提供を行うことができる。なお、利用範囲が定められていないときは、協議会は当該提供データを制約なく管理及びデータ利用者へ公開できるものとみなす。

3 提供データとして認められるデータ形式は、shp, tiff, xlsx, csv, pdf 等とする。

(プラットフォームの管理・運営)

第10条 協議会は、各提供データを明確に区別して管理及び保管する。サーバーは協議会事務局内に設置する。

2 協議会は、必要に応じて、データ提供者に対して、当該データ提供者が管理するデータの管理・更新状況を報告するよう依頼することができる。

3 協議会は、第6条に基づくデータ利用の申請を受け付けたときは、公開したデータの種類、利用者の氏名、所属、電話番号、利用目的等について記録する。

4 協議会は、提供データについて、データ内容を改変しない範囲で、データを公開するための必要最小限の措置として、データ名や座標系の編集を行うことができる。

5 協議会は、データ提供者との協議によって、xlsx, csv, pdf などの非 GIS データを、shp などの GIS データに変換して公開することができる。変換したデータの知的財産権は、変換方法や

データ内容によって、データ提供者と協議のうで帰属先を決定することとする。

(協議会の義務等)

第 11 条 協議会は、本利用規約、GIS データ等取扱リスト及び法令等を遵守し、本プラットフォームを運営しなければならない。

- 2 協議会は、第 6 条に基づくデータ利用の申請を受け付けたときは、当該申請が GIS データ等取扱リストに定められた利用範囲に合致するか確認し、合致すると認められる場合のみデータの公開を行わなければならない。
- 3 協議会は、提供データを第三者に漏洩しないよう責任をもって管理する。漏洩又はそのおそれが生じた場合、直ちにデータ提供者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、法令等に基づき行政機関から依頼を受けた場合は、必要な範囲内で当該行政機関に対して提供データを提供することがある。
- 4 協議会は、データ利用者が本利用規約、GIS データ等取扱リスト又は法令等に違反している又はそのおそれがあると認めるときは、遅滞なく第 8 条に基づき必要な措置を講じなければならない。

(公開データの削除)

第 12 条 データ提供者は、データ利用者が本利用規約、GIS データ等取扱リスト又は、法令等に違反して公開データを利用している又はそのおそれがあると判断したときは、協議会に対して、当該データを本プラットフォームから削除するよう要請することができる。

- 2 協議会は、第 1 項に定めるデータ提供者からの要請があった場合、遅滞なく当該データを本プラットフォームから削除しなければならない。
- 3 協議会は、データ利用者が本利用規約、GIS データ等取扱リスト又は法令等違反して公開データを利用している又はそのおそれがあると判断したときは、当該データを本プラットフォームから削除することができる。

(利用範囲の変更)

第 13 条 データ提供者は、必要に応じて、協議会に事前に通知を行ったうえで、既存公開データの第 7 条第 1 項に規定する利用範囲を変更することができる。この場合、当該利用範囲の変更は、GIS データ等取扱リスト等の修正、公開等の必要な手続が完了した以降の第 6 条に基づくデータ利用の申請に対して適用される。

附則

この規約は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

令和 6 年 5 月 31 日 一部改正